

## 「年収の壁・支援強化パッケージ」における、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱い等について

被扶養者の「年収の壁」に対する国の政策として「年収の壁・支援強化パッケージ」が公表されました。厚生労働省から令和5年10月20日付けで具体的な事務手続等が通知されましたので、下記のとおりお知らせします。

### 概要

#### (1) 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

健康保険が適用されていなかった従業員が新たに保険適用となった場合に、事業主は当該従業員に対し、給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給することができることとなりました。(標準報酬月額10.4万円以下の方が対象)

この社会保険適用促進手当については、被用者保険適用に伴う従業員本人負担分の保険料相当額を上限として最大2年間、当該従業員の標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないこととされています。

※ 詳細については、「[社会保険適用促進手当に関する Q&A](#)」をご確認願います。

#### (2) 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

健康保険の被扶養者の認定にあたっては、認定対象者の年間収入130万円未満(60歳以上及び障害年金受給要件該当者は180万円未満)であること等が要件とされておりますが、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である場合は、通常提出する書類と併せて、「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」を提出することにより、当組合にて「一時的な収入変動」と認められた場合は、被扶養者としての新規及び継続加入が可能となります。

なお、基本給が上がった場合等、恒常的な収入増加による場合は、一時的な収入増加とは認められません。

※ 今回の措置は、令和5年10月20日以降の被扶養者認定時等に適用され、それ以前については遡及適用されません。

※ 詳細については、「[事業主の証明による被扶養者認定 Q&A](#)」をご確認願います。

